

企画提案募集要領

(令和8年度幕張豊砂ウォーカーブル社会実験業務委託)

1 趣旨

この要領は、「令和8年度幕張豊砂ウォーカーブル社会実験業務委託」を行う事業者を、プロポーザル（企画提案）方式により選考するための手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

幕張新都心豊砂地区（以下「幕張豊砂地区」という。）は、幕張豊砂駅開業や近接する大型商業施設等の立地等により、市内外から通年多くの人々が来訪するエリアである。本市では、このエリアを滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカーブル区域）に指定するとともに、周辺の企業・団体と千葉市の9者を構成員とする「幕張豊砂ウォーカーブル推進社会実験実行委員会（以下「実行委員会」という。）」を組成し、イベント等による官民パブリックスペースの活用促進に加え、公共空間に人工芝やベンチを設置するなど、日常的な滞在空間を創出して「ひと」が歩きたくなる空間づくりに向けた取組みを進めている。

このような中、幕張豊砂地区では、長期化する暑さを踏まえた屋外空間における滞在快適性の確保や、周辺の催事情報等の発信とあわせた駅前空間の景観形成及び魅力向上に資する設備の充実が課題となっている。このため、本市では、令和9年度以降に、暑熱対策機能及び情報発信・案内・広告機能の整備を検討している。

本業務は、これまでの取組みや課題を踏まえ、令和9年度以降の整備に向けた社会実験として、当該機能を備えた設備等を試験的に設置し、それぞれの効果及び課題等を把握するとともに、今後の整備の方向性を整理することを目的とする。

なお、本業務は国の交付金（社会資本整備総合交付金）を活用して実施する事業であり、令和9年度以降に予定する整備についても、同交付金を活用して実施することを想定している。

3 委託概要

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) 委託名 | 令和8年度幕張豊砂ウォーカーブル社会実験業務委託 |
| (2) 委託場所 | 幕張新都心豊砂地区 滞在快適性等向上区域内 |
| (3) 委託内容 | 仕様書のとおり |
| (4) 委託期間 | 契約締結日の翌日から令和9年1月29日まで |
| (5) 委託限度額 | 11,700,000円（消費税込）を上限とする。 |

4 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下のすべての要件を満たしている単独の法人又は共同企業体（JV）とする。なお、協力企業等を使用することは可能とする。

- (1) 令和3年4月1日から令和8年3月31日までに同種業務（*1）の履行実績を有する者

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、以下のいずれの項目にも該当しない者であること。

- ・手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
- ・本企画競争の参加申し込み前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者
- ・民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者
- ・千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を当該業務の参加申込書提出期限の日から審査による事業者決定日までの間に受けている者
- ・千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為を行っている者
- ・法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- ・千葉県内に本店又は営業所を有する者にあつては、すべての千葉県民税を完納していない者
- ・千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む。)を完納していない者
- ・千葉市暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号)第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者である者

*** 1 同種業務とは**

ウォークブル推進やエリアマネジメント等に資する、公共空間等の活用に関する業務(調査検討業務や整備に関する業務を含む)をいう。

なお、共同企業体にあつては、上記の(1)については構成員のうち1者が満たしているものとし、上記の(2)については構成員のすべての者が満たしているものとする。

さらに、共同企業体の場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- ・本業務を共同連帯して営むことを目的とした、共同企業体協定書を締結していること。
- ・構成員が他の共同企業体の構成員として又は単独で本企画提案に参加していないこと。

5 応募の手続き

(1) スケジュール

事業者選考までの事務手順は次のとおりとする。

内容	日程
募集要領の公表	令和8年6月11日(木)
参加申込締切、質問締切	令和8年6月19日(金)
参加通知、質問回答	令和8年6月24日(水)

企画提案受付締切	令和8年7月 1日 (水)
プレゼンテーション実施	令和8年7月 7日 (火) 予定
選考結果通知、公表	令和8年7月 8日 (水) 頃
契約締結	令和8年7月15日 (水) 頃

(2) 仕様書等の配布

千葉市ホームページに掲載する。

(3) 参加申込及び参加資格審査結果の通知

ア 受付期間

令和8年6月19日 (金) 17:00まで

※持参の場合は、9:00~17:00まで (土日を除く)

イ 受付方法

郵送、電子メール又は持参

ウ 必要な書類

(ア) 参加申込書 (様式第1号)

(イ) 誓約書 (様式第2号)

※共同企業体の場合は代表企業及び構成員すべての誓約書を提出すること

(ウ) 共同企業体一覧 (様式第3号) (共同企業体を組成する場合)

(エ) 共同企業体協定書 (任意様式) (共同企業体を組成する場合)

(オ) 委任状 (様式第4号) (共同企業体を組成する場合)

(カ) 同種業務の実績が確認できるもの (認定書の写し、TECRIS 登録書、発注仕様書など)

※令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間に完了した業務のうち、代表的な業務を5件まで記載すること。

※同種業務とは、ウォークアブル推進やエリアマネジメント等に資する、公共空間等の活用に関する業務 (調査検討業務や整備に関する業務を含む) をいう。

申し込み時点において、千葉市入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、(キ) から (シ) の書類をあわせて提出すること (共同企業体の場合は名簿登録がない構成員すべてについて提出すること)。

(キ) 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)

(ク) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 (その3の3)

(ケ) 千葉県税の完納証明書 (千葉県内に本店又は営業所を有する場合)

(コ) 市税の「滞納無証明」 (千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する場合)

(サ) 営業沿革書 (事業開始から現在までの営業年数を確認するための書類)

(シ) 財務諸表・貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書 (直近で確定申告を終えた営業年度に関するもの)

※(キ) から (コ) の書類の発行日は、参加申し込み日から3か月以内であること。

エ 参加資格審査結果の通知

令和8年6月24日 (水) までに電子メールにて連絡します。

(4) 質問の受付及び回答

ア 質問受付期間

令和8年6月19日(金) 17:00まで

※持参の場合は、9:00~17:00まで(土日を除く)

イ 質問受付方法

郵送、電子メール又は持参

ウ 質問に必要な書類

質問書(様式第5号)

エ 質問回答の公表

令和8年6月24日(水)までに市ホームページにて公表します。質問者への個別の回答は行いません。

(5) 企画提案の受付

ア 受付期間

令和8年7月1日(水) 17:00まで

※郵送の場合は、令和8年7月1日(水) 17:00必着

※持参の場合は、9:00~17:00まで(土日祝を除く)

イ 受付方法

郵送又は持参

ウ 必要な書類

(ア) 企画提案書(様式第6号)

(イ) 業務実施体制 ※任意書式、A4サイズ1枚

(ウ) 工程計画 ※任意書式、A4サイズ1枚

(エ) 評価テーマに関する企画提案 ※任意書式、A3サイズ1枚両面可

(オ) 参考見積内訳書 ※任意書式

エ 提出部数: 9セット(正本1セット+副本8セット)

- ・A4縦ファイルに書類を綴ってください。
- ・上記ウの書類と合わせて(3)で提出した参加申込書(様式第1号)も一緒に末尾へ綴ってください。
- ・ファイルには、表紙に、「企画提案書」、「委託名」を明示し、9セットあることを確認できるように番号を振ってください。
- ・副本からは、会社名の記載を削除してください。
- ・様式各号ごとに、インデックスをつけてください。

6 企画提案の内容に関する事項

企画提案書等、プレゼンテーションにより審査を実施する。

(1) 企画提案書等

ア 業務実施体制(任意書式)

本業務について、総括責任者、実施責任者、業務担当者等の組織体制図を示すとともに、業務担当者の経歴を記述すること。なお、経歴については、業務委託の実績

の概要（自治体等の名称や当該プロジェクトにおける役割等）を記載すること。

イ 工程計画（任意様式）

提案内容における業務スケジュールを示すこと。

ウ 評価テーマに関する企画提案（任意書式）

本事業の目的、趣旨等を踏まえ、7（2）に示す評価テーマについて概念図や表、イメージ図等を使用し、提案内容を分かりやすくまとめること。

エ 参考見積内訳書（任意書式）

本業務の執行に必要な経費の総額を記載すること。なお、提案内容との整合性及びコストの妥当性等を判断するため、仕様書に示す業務内容ごとの内訳金額が分かるように算出すること。

（2）プレゼンテーション

ア 実施日 令和8年7月7日（火） 予定

※千葉市役所本庁舎（千葉市中央区千葉港1番1号）にて実施することとし、詳細は別途電子メールで通知する。

イ 出席者 各提案者の出席人数は3人までとし、提案内容や本業務に精通する者が出席すること。

ウ 内容・時間 提出した評価テーマに関する企画提案（任意書式）のみを使用し、10分以内で説明すること。終了後、別途、質疑応答（20分程度）を実施する。

エ その他 千葉市情報公開条例第7条第1項第5号の規定により、プレゼンテーション審査は非公開とする。

7 優先交渉者の選考

（1）選考方法

- ・千葉市が設置する選考委員会の審査員が、提出された企画提案書等を審査し、合計点数が最も高い1者を選考する。
- ・採用の可否については、選考委員会の審査員の配点（1人あたり100点）の合計に対して、採点合計が6割を超えるか否かを基準とする。
- ・企画提案参加申込者が1者であっても、同様の審査を行う。
- ・選考された事業者の辞退等により契約することができなくなった場合は、選考委員会において、点数が次点であった者を優先交渉者として決定する。
- ・選考にかかるテーマ、審査項目及び配点は以下のとおりとする。

（2）評価テーマ

本業務は、令和9年度以降の整備に向けた社会実験として、日よけ等の暑熱対策機能及び柱巻き広告や広告塔等の情報発信・案内・広告機能を試験的に設置し、それぞれの効果や課題等を把握するとともに、整備の方向性を整理することを目的とする。

このため、対象地の特性を踏まえた整備方針の仮説を立て、整備に向けた有効な検証につながる社会実験の実施方法等について提案を求めるものである。

については、仕様書を参考にしつつ、以下について提案すること。（A3サイズ1枚・両面以内）

①暑熱対策機能に関して

- ・対象地の特性を踏まえ、暑熱環境下および多様なシーンにおいて空間価値の向上に資する、日よけ等の整備方針（形状、機能、規模、レイアウト、管理運営方法を含む）について、提案すること。
- ・社会実験の実施方法（実施体制、安全管理、管理運営方法を含む）及び効果検証手法について、提案すること。

②情報発信・案内・広告機能に関して

- ・対象地の特性を踏まえ、周辺催事等への回遊促進及び駅前空間の景観形成と魅力向上に資する、柱巻き・広告塔等の整備方針（形状、機能、規模、レイアウト、管理運営方法を含む）について、提案すること。
- ・社会実験の実施方法（実施体制、安全管理、管理運営方法を含む）及び効果検証手法について、提案すること。

(3) 選考基準

	評価項目	配点
企画提案能力 合計:60点	【①暑熱対策機能に関して】	
	・対象地の特性や課題を理解している。	5点
	・令和9年度以降の整備を見据えた実現性のある提案となっている。	5点
	・暑熱対策効果が期待でき、暑熱環境下における滞在快適性の向上に資する提案となっている。	5点
	・景観や居心地の向上など多様なシーンにおいて空間価値を高める提案となっている。	5点
	・効果検証手法に技術・ノウハウが活かされており、有効なデータが得られるものとなっている。	5点
	・整備内容の検討に活用できる成果が得られる内容となっている。	5点
	【②情報発信・案内・広告機能に関して】	
	・対象地の特性や課題を理解している。	5点
	・令和9年度以降の整備を見据えた実現性のある提案となっている。	5点
	・周辺催事等への回遊性の促進に資する提案となっている。	5点
	・駅前空間の景観形成や魅力向上に資する配置・構成となっている。	5点
	・効果検証手法に技術・ノウハウが活かされており、有効なデータが得られるものとなっている。	5点
	・整備内容の検討に活用できる成果が得られる内容となっている。	5点

業務実施体制 ・実施能力 合計:30点	・周辺施設や団体との連携を通じて、整備後の管理運営に向けた役割分担が検討されている。	10点
	・本業務の実施に必要な知識、ノウハウ及び経験を有する人員が適切に配置され、各業務内容（企画検討、社会実験の実施、整備検討）に応じた実施体制が構築されている。	10点
	・本業務に類する業務実績を有し、本業務を遂行するための十分な経験を有している。	5点
	・工程計画及び安全管理が適切であり、円滑かつ確実な業務実施が期待できる。	5点
プレゼンテーション 合計:10点	・企画提案書のまとめ方が、簡潔明瞭で分かりやすい。 ・質問に対する応答が、迅速かつ明瞭である。	5点 5点
合 計		100点

※合計点数が同点の場合は、採点評価項目のうち、「企画提案能力」の点数が高い提案者を優先交渉者として選考する。

「企画提案能力」の点数でも同点の場合は、「企画提案能力」のうち「①暑熱対策機能に関して」の点数が高い提案者を優先交渉者として選考する。

「①暑熱対策機能に関して」の点数も同点の場合は、くじにより優先交渉者を決定する。

(4) 選考結果の通知

令和8年7月8日（水）頃に電子メール及び書面にて通知する。

※市ホームページでも選考結果を公表します。

8 契約

(1) 優先交渉者の決定後は、優先交渉者より改めて見積書を徴収し、詳細な業務の内容及び契約条件について、協議・合意した後に、委託限度額の範囲内で随意契約により契約締結する。

(2) 前号の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。

(3) 留意事項

①契約にあたっては、契約書を2通作成（受注者による）し、各1通を保有する。

②契約相手方は、この契約と同時に契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第29条に該当する場合は、免除とする。

③著作権等については、仕様書記載のとおりとする。

(4) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

9 失格事項

企画提案参加申込者が次のいずれかに該当すると千葉市が判断した場合は、失格とする。

- (1) 事業者要件を満たさない場合
- (2) 本実施要領を順守しない場合
- (3) 企画提案書等の提出書類の期限を遅延した場合
- (4) 企画提案書等の提出書類に虚偽があった場合
- (5) 企画提案書等の提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (6) 提出された業務経費見積書が委託上限を超過している場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) 前号までに定めるもののほか、提案にあたって著しく審議の公平性に反する行為があった場合

10 その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 書類提出後の追加及び修正は、原則認めない。また、提出された企画提案書類等、書類一式の返却はしない。
- (3) 採択された企画提案書類の著作権は、千葉市に帰属する。
- (4) 提出書類や選考結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選考期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 本企画提案に関連し、知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。

11 問い合わせ先（提出先）

千葉市 総合政策局 未来都市戦略部 幕張新都心課

〒261-8501 千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデン CD棟3階

電話 043-274-8648 FAX 043-274-8649

電子メール makuhari.POF@city.chiba.lg.jp

担当 久藏、有水